

令和8年1月7日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長  
加 納 康 至  
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（医師の届出）及び同法第53条の11第1項（病院管理者の届出）の規定に基づく届出について（依頼）

時下 ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

また、日頃は本会事業にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

このたび、大阪府健康医療部保健医療室長より標記の件について、協力依頼が参りました。

令和7年10月に大阪府は厚生労働省から令和7年度公衆衛生行政関係事務指導監査を受けました。その中で、医療機関から保健所に対して行う結核発生届及び入退院届の届出が、法定期限内になされていない事例が見受けられる旨の指摘があったとのことです。

大阪府は令和6年4月9日付文書で医療機関に対し、結核発生届は、結核と診断したときは直ちに医療機関を管轄する最寄りの保健所長に届出なければならないことに加え、入退院届は7日以内に届出が必要であることを通知しております。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、入院勧告や公費負担など、患者管理を行うための前提となるものであり、法令遵守だけでなく、新規感染者を増やさない観点からも「結核発生届」「結核患者入院届」「結核患者退院届」の医療機関による提出に対し、より一層のご協力を賜りたく存じます。

つきましては、貴職におかれましても、本趣旨をご了知のうえ、貴会会員へご周知をいただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会

健診事業課（TEL:06-6763-7568）